

令和 8 年度益田市子どもの地域交流活動事業補助金実施要項

令和 8 年 4 月 1 6 日（木）
益田市教育委員会ひとづくり推進課

1. 目的

「子育て・子育てをみんなで支える地域づくり」「安心して子どもを生み・育てることができる環境の整備」「未来を担うたくましい子どもの育ちの実現」の理念のもと、それぞれの地域の実態に応じた子育て支援のための事業が柔軟に、かつ効果的に実施されることで、それぞれの地域の子ども支援に関する気運を醸成する。

2. 対象者

益田市内において、以下の事業内容が実施可能な 30 団体とする。
(つろうて子育て協議会、益田市内地域自治組織、社会教育団体、民間教育事業者等)

3. 事業内容

(1) 地域交流活動事業

子どもと高齢者世代や小中高大学生などの異年代交流、異校種の子ども同士の交流活動を実施するもののほか、地域資源を活用し、子どもと地域住民との交流活動を実施するものとする。

(2) 子育て講座事業

子育て家庭の父母、家庭等を対象に、子どもの生活リズム作りや食育、命の大切さなどの講習会、講演会を開催するものとする。

※交付申請は 1 団体につき 1 回までとする。(1) (2) 両方の助成申請は不可。

4. 予算

益田市子どもの地域交流活動事業補助金として、各団体に 5 万円を交付

5. 助成対象経費

報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料

【対象経費の留意点】

- ・謝金として渡せるのは現金のみ。商品券や物品を謝金の代わりとしないこと。
- ・飲食物及び児童・生徒個人の教材費の支出は不可。ただし、当事業の趣旨に沿う調理の材料代は可。

【参考：公民館事業における謝金及び旅費の基準】

講師謝金	3,000 円/時間 ※医師や大学教授など、専門性の高い講師は別途協議
サポートスタッフ謝金	1,000 円/日
自家用車での旅費	37 円/km ※片道 2 km 以上の場合

5. 事業の流れ

- (1) ひとつづくり推進課へ申請書類を提出【4月15日～5月15日】
- (2) ひとつづくり推進課で申請書類を確認し、補助金交付決定通知書を申請団体へ送付【目安：提出から2週間程度】
- (3) 交付決定日以降、事業実施
- (4) 事業終了後1ヶ月以内もしくは3月31日のいずれか早い日にひとつづくり推進課へ報告書類を提出
- (5) ひとつづくり推進課から補助団体へ補助金確定通知書を送付【目安：提出から2週間程度】

6. 申請

- (1) 提出先 ひとつづくり推進課
- (2) 提出書類
 - ・益田市子どもの地域交流活動事業補助金交付申請書（様式第1号）
 - ・事業計画書（別紙1-1）
 - ・収支予算書（別紙1-2）※概算払いを希望する場合は、提出する際にその旨を伝えること。

7. 事業の変更

- (1) 変更交付申請が必要となる場合
 - ・補助事業の実施主体の変更
 - ・補助事業の事業計画の変更に伴う、当初の目的又は効果の変更
 - ・補助事業の中止又は廃止
 - ・交付決定額の変更
 - ・前各号のほか事業内容の主要な部分に関する変更
例：・活動内容及び回数を変更する場合
・交付額の20%以上にあたる経費を変更する場合

変更が必要となる場合や判断に迷う場合は、協議書等を実施2週間前までに提出し、ひとつづくり推進課と協議すること。

- (2) 変更交付申請にかかる提出書類

①変更が生じる際に提出

- ・協議書
- ・変更収支予算書（別紙2-2）※予算の変更が生じる場合

②協議書の承認後に提出

- ・益田市子どもの地域交流活動事業補助金変更承認申請書（様式第2号）
- ・変更事業計画書（別紙2-1）

8. 報告

(1) 提出先 ひとつくり推進課

(2) 提出書類

- ・益田市子どもの地域交流活動事業補助金実績報告書（様式第4号）
- ・補助事業実施概要（別紙4-1）
- ・収支決算書（別紙4-2）
- ・支払い証拠書類（領収書の写し等）

9. 請求

概算払いを希望する場合は交付決定通知書が届いた後、精算払いの場合は確定通知書が届いた後に益田市子どもの地域交流活動事業補助金交付請求書（様式第5号）を提出する。